

2025 年 10 月 29 日

各位

会 社 名 株式会社DDグループ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松村厚久
(コード番号：3073 東証プライム)
問 合 せ 先 専務取締役グループ経営管理本部長 斉藤 征 晃
電 話 番 号 03-6858-6080 (代表)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025 年 9 月 26 日付「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2025 年 9 月 26 日付当社プレスリリース」といいます。))においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。))に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。))は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から 2025 年 11 月 20 日まで整理銘柄に指定された後、2025 年 11 月 21 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

I. 第 1 号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。))について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は 2025 年 9 月 26 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、1,488,000 株を 1 株

③ 減少する発行済株式総数

18,105,378 株

④ 効力発生前における発行済株式総数

18,105,390 株

(注) 当社は、2025 年 9 月 26 日付の取締役会において、2025 年 11 月 25 日付で当社が所有する自己株式の全部(338,833 株)及び 2025 年 11 月 25 日をもって当社が無償取得する予定の譲渡制限付株式報酬として当社の取締役役に付与された当社の譲渡制限付株式の全部(10,796 株)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

12 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

48 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、PCGV I-1 株式会社(以下「公開買付者」といいます。))及び当社の代表取締役社長である松村厚久氏が議決権の全てを所有し当社の第二位株主である株式会社松村屋(以下「松村屋」といいます。))以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下

同じです。)第235条その他の関係法令の定める手続に従い、その合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び松村屋のみとし、当社株式を非公開化することを前提として行われる一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として行われるものであること、当社株式が2025年11月21日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること等に鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年11月25日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者による当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)における当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である1,700円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
PCGV I-1株式会社(公開買付者)

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を含む本取引の実行に係る資金を、ポラリス・ファンドV I、Crown CG Private Equity Fund 2024, L.P.、Jewel CG Private Equity Fund 2024, L.P.、Tiara CG Private Equity Fund 2024, L.P.からの出資、並びに株式会社三井住友銀行、トラスト・キャピタル・メザニン 2022 投資事業組合、及び、NECキャピタルソリューション株式会社からの借入れを受けることにより賄う予定とのことです。当社は、公開買付者が2025年7月15日に提出した本公開買付けに係る公開買付届出書及び2025年8月8日に提出した公開買付届出書の訂正届出書の添付書類として提出された、出資証明書及び融資証明書を確認しており、また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

- (iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2025年12月下旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年1月上旬を目途に公開買付者において買取りを行う方法により当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026年2月下旬を目途に、順次、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年11月25日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

II. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2025年9月26日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおりに承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は48株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおりに承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式数は12株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条(単元株式数)及び第8条(単元未満株式についての権利)の全文を削除するとともに、これらの変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者及び松村屋のみとなり、また、当社株式は上場廃止となるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第11条(基準日)及び第14条(電子提供措置等)の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

(4) 当社は、2025 年 8 月 19 日開催の取締役会において A 種優先株式の全部取得が承認可決されたことにより、2025 年 9 月 3 日付で A 種優先株式の全部を取得及び消却しております。これに伴い、A 種優先株式及び種類株主総会に関する規定を削除するものであります。また、当該規程の削除に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該定款一部変更は、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である 2025 年 11 月 26 日に効力が発生する予定です。

Ⅲ. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2025 年 10 月 29 日 (水)
② 整理銘柄指定日	2025 年 10 月 29 日 (水)
③ 最終売買日	2025 年 11 月 20 日 (木) (予定)
④ 上場廃止日	2025 年 11 月 21 日 (金) (予定)
⑤ 本株式併合の効力発生日	2025 年 11 月 26 日 (水) (予定)

以 上